

## 令和4年度（2022年度）就学支援金のお知らせ

### □入学時（4月～6月分）の就学支援金の手続きについて

- オンライン申請により保護者の方のマイナンバー等の情報を登録していただき、県教育委員会がマイナンバーを使って課税標準額等を確認し、対象であるかを審査します。
- ※7月分以降は、6月頃にご家庭の状況の確認があります。

### □ID・パスワードの配付：入学式の日（4月6日）

- 入学式の日、オンライン申請に必要なID・パスワードを記載した「ログインID通知書」を配付します。3年間利用しますので、大切に保管してください。

### □申請手続（申請期間：4月6日から4月13日）

- 別紙「オンライン申請手引き」を参照のうえ、入学式以降にオンライン申請を行ってください。全員手続きいただく必要があります。申請期間内に必ず実施してください。
- ご家庭にインターネットを利用できる環境がないなど、オンラインでの申請が難しい場合は、個別に対応いたしますので、事務室までご相談ください。

### <入学後の予定>

- <就学支援金の対象となった方>  
毎年6月頃に、ご家庭の状況に変更がないか確認します。
- <就学支援金の対象とならなかった方>  
今後、課税状況等の変化により支援金の受給を希望する方は、7月頃に申請手続が必要です。  
※過去に申請し、マイナンバーを登録した場合でも、対象とならなかった方については再度手続が必要です！  
※ 対象となった方も、対象とならなかった方も、ご家庭の状況の変化（離婚や国外への転居等）があった場合は、手続が必要となる可能性がありますので、事務室へ申し出るようにしてください。  
※ 収入の修正申告や税額の更正決定により、市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内にその旨を申し出るようにしてください。